

令和3年12月28日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菫 敏

「医療用物資の備蓄体制の強化について」に係る医療用物資の追加配布について

今般、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）宛て標記の事務連絡がなされましたのでご連絡申し上げます。

本事務連絡は、N95 マスク及び非滅菌手袋の特別配布に合わせて、サージカルマスク及びアイソレーションガウンの追加配布を実施することとし、別紙のとおり、「医療用物資の備蓄体制の強化について」に係る医療用物資の対応について」（令和3年12月16日付（健Ⅱ451F）参照）を改訂したことについて、連絡するものです。

概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

○N95 マスク及び非滅菌手袋の特別配布に合わせて、全国合計でサージカルマスク約3,800万枚、アイソレーションガウン約8,400万枚の追加配布を実施すること。

○都道府県は、N95 マスク及び非滅菌手袋の特別配布並びにサージカルマスク及びアイソレーションガウンの追加特別配布について、都道府県や医療機関等の現場備蓄用として必要な医療用物資の数の見込みを算出し、別紙の様式1及び2に配布先の所在地や必要な医療用物資の数などの必要情報を記入の上、令和4年2月10日（木）までに提出すること。

事務連絡
令和3年12月27日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課
（マスク等物資対策班）

「医療用物資の備蓄体制の強化について」に係る医療用物資の追加配布について

医療用物資（サージカルマスク、N95 マスク（DS2 マスク等を含む。以下同じ。）、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋をいう。以下同じ。）については、国内において必要な備蓄を計画的に確保していく対応を行うこととしており、令和3年12月13日付け事務連絡「医療用物資の備蓄体制の強化について」に係る医療用物資の対応についてにより、N95 マスク及び非滅菌手袋について、需給状況の改善を踏まえ、優先配布を休止し、併せて優先配布の3ヶ月分を特別配布することとしたところです。

今般、N95 マスク及び非滅菌手袋の特別配布に合わせて、サージカルマスク及びアイソレーションガウンの追加配布を実施することとし、別紙のとおり、令和3年12月13日付けの事務連絡「医療用物資の備蓄体制の強化について」に係る医療用物資の対応について」を改訂しました。

都道府県におかれましては、引き続き、医療用物資の備蓄の強化等の必要な対応を行うとともに、貴都道府県管内の医療機関等への周知をお願いいたします。

なお、前回通知からの主な変更点を赤字で記載します。

別紙

事務連絡

令和3年12月13日

令和3年12月27日改訂

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課

（マスク等物資対策班）

「医療用物資の備蓄体制の強化について」に係る医療用物資の対応について

医療用物資（サージカルマスク、N95 マスク（DS2 マスク等を含む。以下同じ。）、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋をいう。以下同じ。）については、令和2年7月31日付け事務連絡「医療用物資の備蓄体制の強化について」（令和2年8月31日最終改正）により、対策の主軸を、応急的な対応（緊急時体制）から、国内において必要な備蓄を計画的に確保していく対応（警戒体制）へ段階的に移行することとしてします。このような方針の下、サージカルマスク、アイソレーションガウン及びフェイスシールドについて、順次移行対象としてきたところです。

今般、N95 マスク及び非滅菌手袋について、需給状況の改善を踏まえ、移行の対象となる医療用物資とします。

それに伴い、下記の対応を講じることといたしますので、都道府県におかれましては、引き続き、医療用物資の備蓄の確保等の必要な対応を行うとともに、貴都道府県管内の医療機関等への周知をお願いいたします。

記

1 移行の対象となる医療用物資

- サージカルマスク、アイソレーションガウン及びフェイスシールドに加え、N95 マスク及び非滅菌手袋の優先配布を、本年 12 月をもって休止します。
- 今後の状況変化により需給が逼迫し、医療機関等において必要量の確保が困難となる状況が生じた場合には、直ちに従前同様に国からの優先配布を実施することを想定しています。
- また、個別に発生する緊急の需要に迅速に対応するため、全ての医療用物資について、G-MIS を活用した国による緊急配布（SOS）を引き続き実施します。

2 「特別配布」の実施について

- 今回、移行対象となった N95 マスク及び非滅菌手袋については、都道府県や医療機関等の現場備蓄用として、優先配布の 3 ヶ月分の医療用物資を一括して配布（以下「特別配布」という。）します。
- 特別配布の都道府県別の配分や医療機関等への配布手続については、基本的にこれまでの優先配布と同様の考え方で実施いたしますが、感染再燃時やクラスター発生時の初動対応など緊急時に備えた備蓄として活用いただくようお願いいたします。
- 今回の特別配布の対象となる医療用物資と配布量は、以下のとおりです。
 - ・ N95 マスク 全国合計で約 300 万枚
 - ・ 非滅菌手袋 全国合計で約 3,600 万双
- さらに、上記の N95 マスク及び非滅菌手袋の特別配布に合わせて、以下の医療用物資及び配布量の一括での追加配布（以下「追加特別配布」という。）を実施します。
 - ・ サージカルマスク 全国合計で約 3,800 万枚
 - ・ アイソレーションガウン 全国合計で約 8,400 万枚

- 都道府県におかれましては、N95 マスク及び非滅菌手袋の特別配布並びにサージカルマスク及びアイソレーションガウンの追加特別配布について、都道府県や医療機関等の現場備蓄用として必要な医療用物資の数の見込みを算出し、別紙の様式 1 及び 2 に配布先の所在地や必要な医療用物資の数などの必要情報を記入の上、令和 4 年 2 月 10 日（木）までに提出をお願いいたします。（提出先：mask_ppe-ctr@mhlw.go.jp）なお、別紙に表示される各都道府県の配布予定数は上限であるため、必要な数のみ提出いただいても差し支えありません。

- 特別配布の対象となる医療用物資の配布については、配布数等を整理して順次配布予定で、遅くとも令和 4 年 3 月 18 日までには配送完了予定です。なお、4 月以降の配送希望は受け付けておりません。

担当者連絡先

マスク等物資対策班

TEL : 03(5253)1111 内線8209

03-3595-3454（直通）

特別配布
都道府県
選択してください

	サージカルマスク	N95マスク	アイソレーションガウン	非滅菌手袋(枚)	双(ペア)
1 北海道	1,556,000	127,000	3,720,000	3,118,000	1,559,000
2 青森県	363,000	31,000	918,000	758,000	379,000
3 岩手県	366,000	30,000	898,000	750,000	375,000
4 宮城県	654,000	56,000	1,500,000	1,260,000	630,000
5 秋田県	320,000	29,000	806,000	658,000	329,000
6 山形県	347,000	30,000	824,000	686,000	343,000
7 福島県	543,000	43,000	1,293,000	1,090,000	545,000
8 茨城県	793,000	72,000	1,958,000	1,602,000	801,000
9 栃木県	576,000	47,000	1,297,000	1,102,000	551,000
10 群馬県	593,000	44,000	1,311,000	1,134,000	567,000
11 埼玉県	1,881,000	142,000	4,376,000	3,732,000	1,866,000
12 千葉県	1,729,000	158,000	4,100,000	3,378,000	1,689,000
13 東京都	3,800,000	300,000	8,400,000	7,200,000	3,600,000
14 神奈川県	2,598,000	180,000	5,387,000	4,774,000	2,387,000
15 新潟県	697,000	60,000	1,652,000	1,376,000	688,000
16 富山県	306,000	27,000	762,000	626,000	313,000
17 石川県	331,000	28,000	776,000	650,000	325,000
18 福井県	237,000	31,000	624,000	472,000	236,000
19 山梨県	272,000	26,000	620,000	510,000	255,000
20 長野県	632,000	51,000	1,478,000	1,248,000	624,000
21 岐阜県	606,000	47,000	1,376,000	1,174,000	587,000
22 静岡県	1,075,000	85,000	2,483,000	2,108,000	1,054,000
23 愛知県	2,071,000	149,000	4,406,000	3,860,000	1,930,000
24 三重県	553,000	43,000	1,224,000	1,052,000	526,000
25 滋賀県	385,000	31,000	867,000	738,000	369,000
26 京都府	838,000	59,000	1,712,000	1,522,000	761,000
27 大阪府	2,983,000	197,000	5,673,000	5,174,000	2,587,000
28 兵庫県	1,788,000	126,000	3,649,000	3,244,000	1,622,000
29 奈良県	437,000	32,000	946,000	824,000	412,000
30 和歌山県	357,000	29,000	745,000	644,000	322,000
31 鳥取県	198,000	26,000	492,000	374,000	187,000
32 島根県	239,000	22,000	549,000	456,000	228,000
33 岡山県	606,000	45,000	1,309,000	1,138,000	569,000
34 広島県	917,000	63,000	1,883,000	1,676,000	838,000
35 山口県	461,000	36,000	1,050,000	896,000	448,000
36 徳島県	270,000	24,000	590,000	498,000	249,000
37 香川県	321,000	32,000	750,000	612,000	306,000
38 愛媛県	455,000	36,000	1,017,000	868,000	434,000
39 高知県	238,000	25,000	593,000	474,000	237,000
40 福岡県	1,728,000	139,000	3,491,000	3,040,000	1,520,000
41 佐賀県	265,000	24,000	600,000	498,000	249,000
42 長崎県	484,000	39,000	1,028,000	886,000	443,000
43 熊本県	554,000	48,000	1,274,000	1,068,000	534,000
44 大分県	367,000	32,000	863,000	720,000	360,000
45 宮崎県	344,000	33,000	826,000	676,000	338,000
46 鹿児島県	516,000	37,000	1,142,000	992,000	496,000
47 沖縄県	349,000	26,000	766,000	664,000	332,000
	37,999,000	2,997,000	84,004,000	72,000,000	36,000,000

①
②
I

<N95マスク>

○様式1～2の「優先基準」の欄には、4月24日付け事務連絡「2 都道府県から医療機関等への医療従事者の個人防護具(PPE)の提供について」を参考に①又は②の該当する優先基準(該当しない場合はI)を選択してください。

・都道府県から医療機関等への医療従事者の個人防護具(PPE)の提供に係る優先順位基準(4月24日付け事務連絡抜粋)

- ① 感染症指定医療機関等やPCR検査のための検体採取を行う医療機関を優先
- ② ①以外の重症度が高い患者が入院する等の病院(救急受入件数等を考慮)を優先
- I その他

①
②
③
④
⑤
⑥
I

<サージカルマスク><アイソレーションガウン><非滅菌手袋>

- ① 感染症指定医療機関等やPCR検査のための検体採取を行う医療機関
- ② 重症度が高い患者が入院する等の病院
- ③ 在庫の不足の程度など個別のニーズについて、緊急性が高い医療機関等(病院、診療所、歯科診療所、助産所、訪問看護ステーション、薬局)
- ④ その他特別の事由がある医療機関等(病院、診療所、歯科診療所、助産所、訪問看護ステーション、薬局、軽症者の療養を行う宿泊施設)